

(証券コード：2498)

平成25年12月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目12番1号  
株式会社 A C K グ ル ー プ  
代表取締役社長 廣 谷 彰 彦

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年12月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年12月20日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号  
住友不動産西新宿ビル6号館 株式会社ACKグループ 2階 会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第8期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第8期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件
4. その他の株主総会招集に関する事項  
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ack-g.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  3. 当期の剰余金の配当について  
当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第45条に定めています。  
当期の期末配当につきましては、平成25年11月22日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。  
① 配当財産の種類 金銭  
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7.5円 配当総額38,453,205円  
③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年12月24日（火曜日）

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興関連需要や、政府や日銀による質的・量的金融緩和等を背景にした円安・株高の進行を受けて、企業収益の改善や個人消費の持ち直しを通じた景気回復が実体経済にも徐々に波及してまいりました。一方、中国経済の鈍化や米国金融政策等の下振れリスク懸念等もあり、景気の先行きは依然不透明な状況にあります。

このような環境のなか、当社グループでは、国内分野におきましては、震災復興や国土強靱化計画による公共事業の増加、公共・民間ともに防災や再生可能エネルギー利用に資するサービスへの需要の高まりもあり、受注高は259億55百万円(前連結会計年度比7.8%増)となりました。

国内公共分野におきましては、震災復興や国土強靱化計画関連の点検・調査・設計業務の受注が増大し、被災地の復興並びに全国の防災に注力いたしました。また、重点化事業の取組みにより、インフラ保全・運営管理、再生可能エネルギー、交通(高度化・総合化)の提案も強化してまいりました。

国内民間分野におきましては、都心再開発に係るビル解体工事や土壌汚染調査に係る対策工事の受注を拡大いたしました。

海外分野におきましては、今後の増大が期待されるローカルコンサルタント業務に参入すべく、インド国デリーに現地法人を設立し、また現地政府、民間による開発案件が急増しているインドネシア、インフラ整備の需要拡大が見込まれるミャンマーにおいても現地法人の設立を決議するなど、地域に根差したグローバルな展開を推進しております。当連結会計年度における受注高は119億8百万円(前連結会計年度比14.3%増)となっております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は378億63百万円(前連結会計年度比9.8%増)、売上高は326億96百万円(同4.8%増)、営業利益5億3百万円(同34.1%増)となりました。経常利益は為替差益等の影響により、6億31百万円(同82.9%増)、また、連結子会社である株式会社中央設計技術研究所の株式を追加取得した際に、特別利益として負ののれん発生益1億94百万円を計上したこと及び、来期に予定している固定資産の譲渡に伴う繰延税金資産の回収可能性の見直し等に伴い、当期純利益は5億24百万円(同130.9%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の金額は326百万円で、主な内訳は次のとおりであります。

業務用機械装置及び設備	236百万円
業務用ソフトウェア	57百万円

(3) 資金調達の状況

当社グループの業務の工期は3月に集中しており、例年、納品後の4月、5月に売上代金の回収が集中するため、3月まで運転資金の需要が大きく、借入残高も3月まで段階的に増加する傾向にあります。この資金需要に備えるため、コミットメントライン契約、当座借越契約並びに長期借入契約を締結しているほか、私募債を発行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、連結子会社である株式会社中央設計技術研究所の株式17,000株を、平成24年12月31日をみなし取得日として追加取得し、完全子会社化いたしました。

## 2. 主要な事業内容（平成25年9月30日現在）

当社グループは国内外において、社会基盤の整備から維持管理に至るコンサルティング事業、人材、業務プロセスに関わるマネジメントなど幅広い知的サービスの提供並びに建設・建築に関わる工事、リサイクル、環境事業を行っております。また、これらに関連する情報システム、ソフトウェアの研究開発、販売も行っております。

### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第5期	第6期	第7期	第8期 (当連結会計年度)
受 注 高	千円	33,380,079	33,815,096	34,489,667	37,863,522
売 上 高	千円	31,375,059	28,801,027	31,190,847	32,696,259
経 常 利 益	千円	455,286	102,679	345,294	631,686
当期純利益又は 当期純損失(△)	千円	150,622	△942,228	227,154	524,462
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	円	27.41	△180.01	44.79	102.55
総 資 産	千円	18,548,248	17,838,483	17,338,373	20,189,251
純 資 産	千円	6,401,554	5,321,441	5,432,379	5,765,273
1株当たり 純 資 産 額	円	1,104.11	981.96	1,020.22	1,124.47

#### (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	単 位	第5期	第6期	第7期	第8期 (当事業年度)
営 業 収 益	千円	754,134	754,181	615,050	615,525
経 常 利 益	千円	239,330	302,524	149,185	190,103
当 期 純 利 益	千円	150,646	247,551	152,176	103,567
1株当たり 当 期 純 利 益	円	27.42	47.29	30.01	20.25
総 資 産	千円	8,481,711	10,732,942	9,299,909	8,866,304
純 資 産	千円	5,117,901	5,214,340	5,329,856	5,430,957
1株当たり 純 資 産 額	円	931.45	1,028.16	1,050.93	1,059.27

#### 4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
㈱オリエンタルコンサルタンツ	500百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
㈱アサノ大成基礎エンジニアリング	450百万円	100.0%	地質・土質調査、環境・環境浄化、構造物調査・リニューアル、水理解析、さく井工事、解体工事、温泉工事等
㈱ エ イ テ ッ ク	95百万円	100.0%	建設調査・設計・監理、GIS、空間情報、測量・計測、交通観測・解析、情報処理、機器販売・レンタル等
㈱中央設計技術研究所	30百万円	100.0%	上下水道、廃棄物、環境、情報に関する調査・計画・設計、維持・運営マネジメント等
㈱リサーチアンドソリューション	10百万円	100.0%	建設マネジメント、計測制御、資産管理等に関する多様なITソリューションの提供、「人材」及び「業務プロセス」に係るアウトソーシング、リソースマネジメント、人材派遣等

#### 5. 対処すべき課題

当社グループは平成24年9月21日に、2020年のビジョン及び3カ年の経営計画を定めた中期経営計画「ACKG2013」を策定いたしました。同計画に基づき、社会インフラ創造企業として、自らが社会を創造する担い手となることをスローガンに、チェンジ[改革]として、受動型ビジネスから主導型ビジネスへの転換、チャレンジ[挑戦]として、自ら投資を行い事業者としてインフラビジネスの推進に取り組んでまいります。

当社グループは、中期経営計画「ACKG2013」に基づき、下記の施策を実施いたします。

- (1) 交通運輸事業、海外事業の強みを活かし、グループの力を結集してワンストップサービスを実現し、社会インフラ創造企業を目指してまいります。
- (2) 事業拡大を実現するため、4つの個別事業（インフラ保全・運営管理、防災、再生可能エネルギー・スマートコミュニティ、交通（高度化、総合化））と、それら事業と連携して総合的なサービスを提供する4つの統合事業（地域活性化、海外新規開拓、民間開発、事業経営）を設定し、各事業重点化プロジェクトにより、「技術の深化」と「新たな事業創造」を強力に推進してまいります。
- (3) 海外事業において、現地に根ざしたグローバル展開を推進するため、グローバル人材を確保・育成するとともに、性別等を問わず、多様な感性を活かすことができる企業を目指してまいります。
- (4) 現地に根差したグローバルな展開を推進するため、基盤（IT・仕組み・制度）の整備、海外現地法人の設立等を推進してまいります。

- (5) グループ内の連携強化、外部機関とのアライアンス等、グループ内外の連携を強化してまいります。

6. 主要な事業所（平成25年9月30日現在）

(株) A C K グ ル ー プ ( 当 社 )	本社：東京都渋谷区
(株) オリエントラルコンサルタンツ	本社：東京都渋谷区 他 2 事業本部、10支店、40事務所・センター、 10海外事務所
(株) アサノ大成基礎エンジニアリング	本社：東京都文京区 他 9 支社・事業部、26事務所・営業所・研究所
(株) エ イ テ ッ ク	本社：東京都渋谷区 他 3 支社、12支店・営業所
(株) 中央設計技術研究所	本社：石川県金沢市 他28事務所
(株) リサーチアンドソリューション	本社：福岡県福岡市 他 1 支社、3 営業所・センター

## 7. 使用人の状況（平成25年9月30日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,657名	29名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は含まれておりません。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
9名	1名減

## 8. 主要な借入先の状況（平成25年9月30日現在）

借入先	借入額
㈱三井住友銀行（注1,2）	671,625千円
㈱三菱東京UFJ銀行（注1,2）	368,500千円
三井住友信託銀行㈱（注1）	304,000千円
日本生命保険(相)	100,000千円
㈱みずほ銀行	50,000千円
㈱伊予銀行（注1）	2,500千円

(注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額50億円のコミットメントライン契約を、㈱三井住友銀行を主幹事とし、㈱三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行㈱及び㈱伊予銀行と締結しており、上記借入額には当該借入額を含んでおります。

2. 上記借入額には、下記社債の当期末残高が含まれております。

㈱三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定無担保社債 500,000千円

㈱三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定無担保社債 350,000千円

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 株式に関する事項

### 1. 株式の状況（平成25年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,840,420株（自己株式を含んでおります）
- (3) 株主数 3,495名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
A C K グループ社員持株会	643,220	12.5
オリエンタル白石株式会社	250,000	4.8
株式会社三井住友銀行	223,600	4.3
日本生命保険相互会社	165,400	3.2
平 野 利 一	160,000	3.1
清 野 茂 次	141,000	2.7
第一生命保険株式会社	140,000	2.7
三井生命保険株式会社	140,000	2.7
明治安田生命保険相互会社	140,000	2.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	126,000	2.4

- (注) 1. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。  
2. 持株比率は自己株式713,326株を控除して算定しております。  
3. 当社は、自己株式を713,326株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま  
す。

### 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### Ⅲ. 会社役員 の 状況

#### 1. 取締役及び監査役の状況（平成25年9月30日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
廣 谷 彰 彦	代 表 取 締 役	社 長 (株)オリエンタルコンサルタンツ代表取締役会長
野 崎 秀 則	代 表 取 締 役	副 社 長 (株)オリエンタルコンサルタンツ代表取締役社長
平 山 光 信	取 締 役	経 営 管 理 本 部 長 (株)アサノ大成基礎エンジニアリング取締役会長
森 田 信 彦	取 締 役	(株)InterAct監査役 企 画 開 発 本 部 長 (株)リサーチアンドソリューション代表取締役社長
藤 澤 清 司	常 勤 監 査 役	(株)オリエンタルコンサルタンツ社外監査役
吉 川 修 二	監 査 役	
高 橋 明 人	監 査 役	コクヨ(株) 買収防衛独立委員会委員 興人ホールディングス(株) 社外監査役 日本カーボン(株) 社外監査役

(注) 監査役 藤澤清司氏、吉川修二氏及び高橋明人氏の3名は、社外監査役であります。  
また、当社は3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 2. 事業年度中に辞任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
瀧 口 敏 郎	平成24年12月21日	辞 任	監 査 役

#### 3. 取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	74,003千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	20,298千円 (18,342千円)
合 計	8名	94,301千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年7月13日開催の(株)オリエンタルコンサルタンツの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年7月13日開催の(株)オリエンタルコンサルタンツの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額40百万円以内と定められております。  
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役4名分の役員賞与14百万円を含んでおります。

4. 上記の報酬等の総額には、平成24年12月21日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名分を含んでおります。
5. 平成21年12月22日開催の第4回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、取締役1名3,900千円、社外監査役1名450千円であります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

(2) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### 4. 社外監査役に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 藤澤清司氏は、当社の子会社である(株)オリエンタルコンサルタンツ社外監査役を兼任しております。また、監査役 高橋明人氏は、コクヨ(株)の買収防衛独立委員会委員、興人ホールディングス(株)の社外監査役及び日本カーボン(株)の社外監査役を兼任しております。当社は、コクヨ(株)、興人ホールディングス(株)及び日本カーボン(株)とは特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(17回開催)			監査役会(12回開催)			発言状況
	任期中の開催数	出席回数	出席率	任期中の開催数	出席回数	出席率	
監査役 藤澤清司	17回	17回	100%	12回	12回	100%	主に豊富なビジネス経験及び経験を通じて培った幅広い識見をもとに発言を行っております。
監査役 吉川修二	17回	16回	94%	12回	12回	100%	主に企業経営の経験者として、幅広い視野と豊かな経験をもとに発言を行っております。
監査役 高橋明人	14回	11回	79%	10回	10回	100%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

2. 監査役高橋明人氏は、平成24年12月21日開催の第7回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は10回であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 藤澤清司氏、吉川修二氏及び高橋明人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

#### IV. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### 2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の監査業務の報酬等の額  | 24百万円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

#### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合に、監査役会が会計監査人の解任を検討するほか、監督官庁から業務停止処分を受ける等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・使用人は、内部統制規則及びコンプライアンス経営規則に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ② コンプライアンスの統括部署は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
- ③ 内部監査部門として執行部門から独立した内部統制室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- ④ 取締役・使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくするための仕組み（社内通報規定）により補完する。
- ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。
- ② リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保・品質向上に向けた対応を強化する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ③ 取締役会は、経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ④ 取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築する。
- ⑤ 取締役の業務執行機能を高めるため、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ共通の経営方針をグループ全体へ周知徹底することで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
- ② 当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加する定期的な会議を開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。
- ③ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理すべき事項を定める。
- ④ 内部統制室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ⑤ 当社及びグループ内における法令違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社及びグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会ほかの重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。
- ③ 監査役は、当社及びグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ④ 監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 内部統制室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成22年11月18日開催の当社取締役会において、買収防衛策の更新を決議し、同年12月21日開催の定時株主総会において、買収防衛策の有効期限を同定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会（平成25年9月期に係る定時株主総会）の終結の時までとする旨決議されました。なお買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.ack-g.com/>）において、全文を掲載しております。



(1) 基本方針の概要

当社は、建設コンサルタント業務を主軸とした公共・公益事業に関するコンサルタント業務を展開しており、極めて公共性が高い企業であると認識しております。また、その経営にあたっては、かかる業務に関する十分な理解と顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様への利益に貢献することはできないものと考えております。したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「買収防衛策」という。）を策定いたしました。

当該対応策においては、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

(3) 取締役会の判断

前記(2)の買収防衛策については、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合に対抗措置を発動することを定めるものであり、前記(1)の基本方針に沿ったものであります。またその継続については、株主の皆様への意思を尊重するため、株主総会での承認をその継続条件としており、さらに取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。

したがって、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 当社は、平成25年11月22日開催の当社取締役会において、同年12月20日開催予定の当社第8回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、上記当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を継続することを決議予定であります。詳細につきましては株主総会参考書類54ページに記載の第4号議案「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件」をご参照下さい。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する長期的に安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。このような基本方針を堅持したなかで、配当性向、配当利回りなどの指標を考慮して利益配分を決定しております。なお、当社グループは売上高の計上割合が下期に偏る季節変動特性を有しており、毎期第3四半期まで営業損失を計上する傾向があることから、中間配当及び四半期配当は実施せず、取締役会決議による年1回を基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される競争の激化や経営環境の変化に耐え、安定的な企業の成長を図るため、ITの拡充、技術開発、企業体質・財務体質の強化に充当し、継続的な事業の拡大と収益の向上を通じて株主の期待に応えるべく、努めてまいります。



# 連結貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,673,590</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,982,911</b>
現金及び預金	2,256,681	支払手形及び買掛金	2,251,812
受取手形及び売掛金	6,013,909	短期借入金	646,625
商 品	48,944	1年内償還予定の社債	340,000
未成業務支出金	5,902,133	未払法人税等	326,322
繰延税金資産	635,313	未 払 金	840,180
そ の 他	849,634	未 払 費 用	354,380
貸倒引当金	△33,026	預 り 金	493,796
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,507,117</b>	未成業務受入金	6,402,031
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,261,356</b>	賞与引当金	563,881
建物及び構築物	830,428	受注損失引当金	597,690
機械装置及び運搬具	207,357	そ の 他	166,188
工具、器具及び備品	175,805	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,441,066</b>
土 地	976,522	社 債	510,000
リ ー ス 資 産	24,011	退職給付引当金	217,291
建設仮勘定	47,231	役員退職慰労引当金	231,401
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>753,934</b>	負 の の れ ん	110,880
ソフトウェア	180,527	繰延税金負債	301,447
の れ ん	531,089	そ の 他	70,045
そ の 他	42,317	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,423,977</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,491,826</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	324,576	科 目	金 額
長期貸付金	11,263	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,688,785</b>
差入保証金	821,499	資 本 金	503,062
繰延税金資産	145,187	資 本 剰 余 金	747,953
破産更生債権等	56,753	利 益 剰 余 金	4,710,223
そ の 他	188,819	自 己 株 式	△272,454
貸倒引当金	△56,273	その他の包括利益累計額	<b>76,488</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>8,544</b>	その他有価証券評価差額金	76,488
社債発行費	8,544	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,765,273</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,189,251</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,189,251</b>

# 連結損益計算書

（自 平成24年10月1日）  
（至 平成25年9月30日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		32,696,259
売上原価		25,076,543
売上総利益		7,619,716
販売費及び一般管理費		7,116,575
営業利益		503,140
営業外収益		
受取利息配当金	8,045	
為替差益	119,725	
負ののれん償却額	73,920	
受取保険配当金	26,589	
保険解約戻金	4,380	
その他の	33,947	266,609
営業外費用		
支払利息	33,287	
支払手数料	25,855	
支払保証料	14,023	
持分法による投資損失	46,325	
その他の	18,572	138,063
経常利益		631,686
特別利益		
負ののれん発生益	194,519	194,519
特別損失		
固定資産除却損	71,654	71,654
税金等調整前当期純利益		754,552
法人税、住民税及び事業税		328,637
法人税等調整額		△84,056
少数株主損益調整前当期純利益		509,971
少数株主損失		△14,490
当期純利益		524,462

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成24年10月1日）  
（至 平成25年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	503,062	748,244	4,206,833	△292,383	5,165,756
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△38,037	-	△38,037
圧縮積立金の増加	-	-	16,965	-	16,965
自己株式の取得	-	-	-	△41	△41
自己株式の処分	-	△290	-	19,971	19,680
当期純利益	-	-	524,462	-	524,462
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△290	503,390	19,929	523,029
当 期 末 残 高	503,062	747,953	4,710,223	△272,454	5,688,785

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,314	8,314	258,308	5,432,379
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△38,037
圧縮積立金の増加	-	-	-	16,965
自己株式の取得	-	-	-	△41
自己株式の処分	-	-	-	19,680
当期純利益	-	-	-	524,462
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	68,173	68,173	△258,308	△190,134
連結会計年度中の変動額合計	68,173	68,173	△258,308	332,894
当 期 末 残 高	76,488	76,488	-	5,765,273

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

(2) 連結子会社の名称

(株)オリエンタルコンサルタンツ、(株)アサノ大成基礎エンジニアリング、(株)エイテック、  
(株)中央設計技術研究所、(株)リサーチアンドソリューション

(3) 主要な非連結子会社

(株)アキバ、(株)セブンアローズ、(株)オリエンタル群馬、Oriental Consultants Gulf  
LLC、Oriental Consultants India Private Limited

また、アキバ建設エンジニアリング(株)は、平成25年4月1日付けで、(株)アキバに商号  
変更をいたしました。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う  
額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしてい  
ないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

(2) 持分法適用の関連会社の名称 (株)InterAct

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

① 持分法を適用しない非連結子会社の名称

(株)アキバ、(株)セブンアローズ、(株)オリエンタル群馬、Oriental Consultants Gulf  
LLC、Oriental Consultants India Private Limited

② 持分法を適用しない関連会社の名称

(株)パセット

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及  
び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類  
に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲  
から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

###### イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）によっております。

###### ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### ② たな卸資産

###### イ 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

###### ロ 未成業務支出金

個別法による原価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～15年
工具、器具及び備品	2～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 繰延資産の処理方法

###### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に11年）により、それぞれ発生 of 連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に8年、9年）による定額法により、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の子会社は退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員退職慰労金（委任型の執行役員を含む）の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の処理方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 売上高及び売上原価の計上基準

① 建設コンサルタント業務に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる業務については、業務進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については、業務完成基準を適用しております。

② 工事契約及び受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他については工事完成基準を適用しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、20年以内でその効果の発現する期間（のれん7年、10年、負ののれん8年）にわたって均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

**未適用の会計基準等に関する注記**

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）

「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

2. 適用予定日

平成25年10月1日以後開始する連結会計年度の期末から適用

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類作成時において、連結計算書類に与える影響は、現在評価中であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,408,205千円
2. 財務制限条項

当社グループの有利子負債及び当社の子会社である㈱オリエンタルコンサルタンツが当期において契約したボンド・ファシリティ契約には財務制限条項があり、当社グループはこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は次のとおりであります。これらに抵触した場合には、有利子負債については期限の利益を喪失し、ボンド・ファシリティ契約については、保証コミット期間が終了し、保証委託者に対する事前求償債権が発生する可能性があります。

### (1) コミットメントライン契約

(融資枠5,000,000千円、平成25年9月30日50,000千円)

- ① 各決算期末日の連結財務諸表の自己資本を、平成23年9月期の自己資本の金額又は直前の決算期末日の自己資本の金額のうち、いずれか高いほうの金額の75%以上に維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと

### (2) 1年以内返済長期借入金

(平成25年9月30日残高100,000千円)

- ① 各決算期末日の連結財務諸表の純資産の金額及び当社単体の純資産の金額を、各決算期の直前の決算期末日又は平成22年9月期の純資産の金額の75%以上にそれぞれ維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表及び当社単体の財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと

### (3) ボンド・ファシリティ契約

(保証枠3,000,000千円、平成25年9月30日残高はありません)

- ① 各決算期末日の連結財務諸表の純資産の金額及び㈱オリエンタルコンサルタンツの純資産の金額を、平成24年9月末日又は直前の決算期末日の純資産の金額のうち、いずれか高いほうの金額の75%以上に維持すること
- ② 各決算期の連結財務諸表の営業損益及び経常損益を損失としないこと並びに㈱オリエンタルコンサルタンツの財務諸表の経常損益を損失としないこと

## 3. 偶発債務

前連結会計年度において、連結子会社である㈱アサノ大成基礎エンジニアリングが実施する工事において、強風により仮設物が周辺施設等に衝突し、損害を与える事実が発生しました。

損害を受けた周辺施設の復旧費用として55,206千円の補償が確定しておりますが、当該補償額については下請事業者の負担となる見込みであります。

上記以外に、周辺施設の損害賠償の支払いを求めるものとして、平成25年4月5日に周辺施設を所有する㈱ベルジュから請求額151,907千円（その後、150,000千円に減縮）の提訴、及び平成25年10月23日に東京海上日動火災保険㈱より請求額731,907千円の提訴を受け現在係争中ではありますが、現時点では損害額の妥当性及び原告が主張する損害額と本件事故との因果関係について争っております。



なお、訴訟の結果によって損失が生じる可能性はありますが、現時点での影響額は不明であります。

#### 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 350,539千円
2. 当連結会計年度において194,519千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社株式を追加取得したことによるものであります。

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 5,840,420株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成24年11月22日開催の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	38,036千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7.5円
基準日	平成24年9月30日
効力発生日	平成24年12月25日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成25年11月22日開催の当社取締役会において、次とおり決議することを予定しております。

配当金の総額	38,453千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7.5円
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年12月24日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（行使期間未到来のものを除く）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### 繰延税金資産

##### 流動資産

未払費用否認額	70,841千円
未払金否認額	66,278千円
未払事業税否認額	21,891千円
賞与引当金否認額	215,037千円
受注損失引当金否認額	225,342千円
工事進行基準赤字工事	82,733千円
繰越欠損金	37,105千円
その他	27,741千円
小計	746,971千円
評価性引当額	△111,658千円
合計…①	635,313千円

##### 固定資産

減損損失否認額	233,051千円
ゴルフ会員権評価損否認額	356千円
役員退職慰労引当金否認額	83,534千円
退職給付引当金否認額	36,163千円
繰越欠損金	138,583千円
その他	87,174千円
小計	578,862千円
評価性引当額	△265,553千円
合計…②	313,308千円

#### 繰延税金負債

##### 固定負債

前払年金費用	△186,360千円
固定資産圧縮積立金	△126,573千円
資本連結に伴う資産の評価差額	△139,050千円
その他	△17,583千円
合計…③	△469,568千円

繰延税金資産（流動）（①）	635,313千円
繰延税金資産（固定）と繰延税金負債（固定）の相殺額…④	168,120千円
繰延税金資産（固定）の純額（②－④）	145,187千円
繰延税金負債（固定）の純額（③＋④）	△301,447千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整項目)	
交際費等永久に損金と認められないもの	2.8%
住民税均等割額	5.1%
のれん及び負ののれん償却	△6.8%
評価性引当額の増減額	△8.9%
持分法投資損益	2.3%
国外所得に対する事業税相当額	△1.3%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.4%</u>

## 退職給付会計関係の注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、主として規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度並びに厚生年金基金制度(厚生年金基金の代行部分を含む)を採用しておりますが、一部連結子会社については確定拠出企業年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しております。

厚生年金基金制度は総合設立方式であり、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会平成10年6月16日)注解12により年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。各年金基金の年金資産残高のうち、拠出金割合等を基準として計算した当社及び連結子会社における当連結会計年度末の年金資産残高は10,547,428千円であります。また、一部連結子会社については、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

#### (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

	建設コンサルタンツ 厚生年金基金	全国地質調査業 厚生年金基金	大阪府建築 厚生年金基金
年金資産の額	162,116百万円	65,443百万円	43,334百万円
年金財政計算上の 給付債務の額	188,179百万円	73,069百万円	54,557百万円
差引額	△26,063百万円	△7,626百万円	△11,223百万円

#### (2) 制度全体に占める当社グループの拠出金割合(平成25年3月31日現在)

建設コンサルタンツ厚生年金基金	4.94%
全国地質調査業厚生年金基金	2.22%
大阪府建築厚生年金基金	0.49%

#### (3) 補足説明

##### 建設コンサルタンツ厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高23,463百万円及び繰越不足金2,600百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

##### 全国地質調査業厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高6,680百万円及び繰越不足金946百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

##### 大阪府建築厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,052百万円及び繰越不足金170百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項（平成25年9月30日現在）

① 退職給付債務	△4,457,254千円
② 年金資産	4,456,623千円
③ 未積立退職給付債務（①+②）	△630千円
④ 未認識過去勤務債務	△103,209千円
⑤ 未認識数理計算上の差異	△42,706千円
⑥ 連結貸借対照表計上額純額（③+④+⑤）	△146,545千円
⑦ 前払年金費用	70,745千円
⑧ 退職給付引当金（⑥-⑦）	△217,291千円

（注）一部の連結子会社では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

① 勤務費用	216,047千円
② 利息費用	76,185千円
③ 期待運用収益	△46,922千円
④ 過去勤務債務の費用の処理額	△26,369千円
⑤ 数理計算上の差異の処理額	5,332千円
⑥ 小計（①+②+③+④+⑤）	224,273千円
⑦ 確定拠出年金拠出額	21,304千円
⑧ 前払退職金	7,228千円
⑨ 厚生年金基金掛金拠出額（代行部分を含む）	477,439千円
⑩ 退職給付費用（⑥+⑦+⑧+⑨）	730,246千円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.7～2.0%
（期首時点の計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、一部の連結子会社において割引率を0.7%に変更しております。）	
③ 期待運用収益率	1.5%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	主に11年
（従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。）	
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	主に8年、9年
（従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。）	

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金は社債（私募債）発行及び銀行借入により調達しております。グループ内金融制度と、シンジケート方式によるコミットメントライン契約、当座借越契約及び長期借入契約により、安定した資金調達を行っております。

デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主な目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、外貨建の営業債権については、為替の決済レートが未確定であるため、その変動リスクを負っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については発行体の信用リスクに晒されています。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。なお、外貨建の営業債務については、為替の決済レートが未確定であるため、その変動リスクを負っております。

社債（私募債）及び借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。なお、借入金のうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を行うことにより当該リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、所定の社内規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金に係る与信について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、回収遅延債権の状況をモニタリングすること等により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されておりますが、毎月通貨別に為替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、株式市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、非上場株式については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

社債（私募債）及び借入金の固定金利と変動金利の構成割合、デリバティブ取引（金利スワップ取引）によるヘッジについては、金利市場の動向を勘案しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、年次・月次の資金計画に基づき運転資金の需要を把握し、コミットメントライン契約、当座借越契約及び長期借入金契約により必要な資金調達枠を確保し、流動性リスクを低減しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,256,681	2,256,681	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,013,909	6,013,909	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	196,821	196,821	—
(4) 差入保証金	821,499	717,448	△104,050
資産計	9,288,911	9,184,861	△104,050
(1) 支払手形及び買掛金	2,251,812	2,251,812	—
(2) 短期借入金	646,625	646,625	—
(3) 1年内償還予定の社債	340,000	340,000	—
(4) 社債	510,000	515,133	5,133
負債計	3,748,437	3,753,571	5,133
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

これらの時価については、返還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入（発行）を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。



#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	43,640
非上場関係会社株式	84,115

#### 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事務所拠点の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社グループは、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を過去実績等により合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,186千円
時の経過による調整額	6,332千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,288千円
期末残高	28,230千円

### 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都、宮城県に保有する自社利用不動産の一部をオフィスビル（土地を含む）として賃貸しております。また、北海道、長野県などに遊休不動産（主に遊休土地）を有しております。平成25年9月期における賃貸オフィスビルの賃貸損益は41,975千円（賃貸収入は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度 期末時価（千円）
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
513,402	△19,110	494,291	675,102

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、主に減価償却による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

### 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,124円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 102円55銭   |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,608,114</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,966,769</b>
現金及び預金	289,261	短期借入金	1,426,625
前払費用	5,796	1年内償還予定の社債	340,000
短期貸付金	1,261,625	未払金	158,846
その他	51,431	未払費用	22,367
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,249,645</b>	未払法人税等	1,975
<b>有形固定資産</b>	<b>23,266</b>	預り金	3,007
建物	13,414	賞与引当金	6,922
工具、器具及び備品	9,851	その他	7,024
<b>無形固定資産</b>	<b>499</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,468,577</b>
ソフトウェア	499	社債	510,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,225,880</b>	長期未払金	954,350
投資有価証券	47,520	繰延税金負債	4,227
関係会社株式	7,197,235	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,435,346</b>
その他	61,210	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資損失引当金	△80,084	科 目	金 額
<b>繰 延 資 産</b>	<b>8,544</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,408,905</b>
社債発行費	8,544	資本金	503,062
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,866,304</b>	資本剰余金	4,432,763
		資本準備金	3,435,266
		その他資本剰余金	997,497
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>729,182</b>
		その他利益剰余金	729,182
		繰越利益剰余金	729,182
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△256,103</b>
		評価・換算差額等	22,052
		その他有価証券評価差額金	22,052
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,430,957</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,866,304</b>

# 損益計算書

(自 平成24年10月1日)  
(至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
関係会社受取配当金	174,525	
関係会社経営管理料	441,000	615,525
販売費及び一般管理費		392,068
営業利益		223,457
営業外収益		
受取利息	47,504	
受取配当金	660	
その他	665	48,830
営業外費用		
支払利息	54,426	
社債利息	8,590	
社債発行費償却	7,364	
支払手数料	5,855	
その他	5,948	82,184
経常利益		190,103
特別損失		
投資損失引当金繰入額	80,084	80,084
税引前当期純利益		110,018
法人税、住民税及び事業税		2,241
法人税等調整額		4,209
当期純利益		103,567

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年10月1日)  
(至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	503,062	3,435,266	997,788	4,433,054	663,652	663,652
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△38,037	△38,037
当 期 純 利 益	—	—	—	—	103,567	103,567
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△290	△290	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△290	△290	65,530	66,530
当 期 末 残 高	503,062	3,435,266	997,497	4,432,763	729,182	729,182

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△276,032	5,323,736	6,120	6,120	5,329,856
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	△38,037	—	—	△38,037
当 期 純 利 益	—	103,567	—	—	103,567
自 己 株 式 の 取 得	△41	△41	—	—	△41
自 己 株 式 の 処 分	19,971	19,680	—	—	19,680
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	15,932	15,932	15,932
事業年度中の変動額合計	19,929	85,168	15,932	15,932	101,101
当 期 末 残 高	△256,103	5,408,905	22,052	22,052	5,430,957

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～10年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と見込まれる額を計上しております。

#### 5. ヘッジ会計の処理方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

**貸借対照表に関する注記**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,607千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,267,207千円
短期金銭債務	944,045千円
長期金銭債務	950,000千円

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高	
販売費及び一般管理費	20,090千円
営業取引以外の取引	237,379千円

**株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式 713,326株	

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### 繰延税金資産

##### 流動資産

未払事業税否認額	214千円
未払費用否認額	790千円
賞与引当金否認額	2,467千円
小計	3,472千円
評価性引当額	△3,472千円
合計	－千円

##### 固定資産

繰越欠損金	15,000千円
子会社株式評価損否認額	149,866千円
投資損失引当金否認額	28,542千円
その他	18,279千円
小計	211,688千円
評価性引当額	△211,688千円
合計	－千円

#### 繰延税金負債

##### 固定負債

その他有価証券評価差額金	4,227千円
合計	4,227千円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

#### 差異の原因別内訳

法定実効税率	38.0%
(調整項目)	
役員給与の損金不算入額	5.1%
交際費等永久に損金と認められないもの	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されないもの	△76.9%
住民税均等割額	1.1%
評価性引当額の増減額	36.6%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.9%



関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	(株)オリエンタル コンサルタンツ	東京都 渋谷区	500	インフラ・ マネジメント サービス その他事業	100.0	役員兼任 経営管理 配当の受取 資金の貸付 資金の借入	経営管理料 (注3)	334,000	—	—
							配当金の受取 (注3)	162,740	—	—
							子会社株式 の取得	—	未払金 長期未払金	100,000 950,000
							資金の貸付 (注1)	1,942,310	短期貸付金	146,625
							貸付金利息 (注2)	31,928	—	—
							資金の借入 (注1)	518,767	短期借入金	380,000
							借入金利息 (注2)	29,156	未払費用	18,506
							被債務保証 (注4)	696,625	—	—
	(株)アサノ大成基礎 エンジニアリング	東京都 文京区	450	環境・マ ネジメント サービス その他事業	100.0	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	762,000	短期貸付金	980,000
							貸付金利息 (注2)	12,733	—	—
	(株)エイテック	東京都 渋谷区	95	インフラ・ マネジメ ントサー ビス事 業	100.0	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 (注1)	21,534	短期貸付金	30,000
							貸付金利息 (注2)	374	未収収益	16
							資金の借入 (注1)	3,917	—	—
							借入金利息 (注2)	30	—	—
(株)中央設計 技術研究所	石川県 金沢市	30	インフラ・ マネジメ ントサー ビス事 業	100.0	資金の借入	資金の借入 (注1)	76,712	短期借入金	400,000	
						借入金利息 (注2)	578	未払費用	501	
(株)リサーチア ンドソリュ ーション	福岡県 福岡市	10	その他事業	100.0	資金の貸付 役員兼任	資金の貸付 (注1)	145,671	短期貸付金	105,000	
						貸付金利息 (注2)	2,438	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の取引金額については、平均残高を記載しております。
2. 当社グループ金融規則に基づく貸付・借入であり、金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、(株)オリエンタルコンサルタンツへの借入金利息には、未払金及び長期未払金に対する利息が含まれております。
3. 持株会社である当社が示す基準に準拠し、決定しております。
4. (株)オリエンタルコンサルタンツからの債務保証は、当社が発行する社債(私募債)、コミットメントライン契約及び外貨建借入(150万ドル)について同社が債務を保証したものであり、取引金額には9月30日現在の残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,059円27銭
2. 1株当たり当期純利益	20円25銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年11月15日

株式会社ACKグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 西川 福之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ACKグループの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ACKグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年11月15日

株式会社ACKグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 西川 福之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ACKグループの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部統制室長等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年11月19日

株式会社ACKグループ	監査役会
常勤監査役	藤 澤 清 司 ⑩
社外監査役	吉 川 修 二 ⑩
社外監査役	高 橋 明 人 ⑩

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	のぎき ひでのり 野崎 秀則 昭和33年9月23日生	昭和57年4月 (株)オリエンタルコンサルタンツ入社 平成7年4月 同社 東京事業本部環境文化部 <span style="display: block; text-align: right;">景観デザイン室長</span> 平成11年11月 (株)中央設計技術研究所 取締役 平成12年12月 同社 代表取締役社長 平成17年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ <span style="display: block; text-align: right;">取締役執行役員 関西支社長</span> 平成19年10月 同社 取締役常務役員 事業本部長 平成20年8月 同社 取締役常務役員 SC事業本部長 平成21年10月 同社 取締役常務役員 経営企画担当 平成21年12月 同社 代表取締役社長(現任) 当社 取締役 連携推進担当 平成23年10月 当社 取締役 事業推進統括 平成24年10月 当社 取締役 企画開発本部長 平成24年12月 当社 代表取締役副社長(現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> (株)オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長	18,500株
2	もり た のぶ ひこ 森田 信彦 昭和31年9月5日生	昭和55年4月 (株)オリエンタルコンサルタンツ入社 平成10年4月 同社 経営企画室長 平成12年10月 同社 関西支社総合技術部長 平成15年11月 (株)オリエス西日本(現株エイテック) <span style="display: block; text-align: right;">代表取締役社長</span> 平成17年11月 (株)中央設計技術研究所取締役 平成23年10月 (株)リサーチアンドソリューション <span style="display: block; text-align: right;">代表取締役社長</span> 平成24年5月 当社 執行役員事業推進担当 平成24年10月 当社 執行役員企画開発本部 副本部長 平成24年12月 当社 取締役企画開発本部長 平成24年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ <span style="display: block; text-align: right;">執行役員 GC事業本部 副本部長(現任)</span> 平成25年10月 当社 取締役統括本部長(現任) 平成25年12月 (株)リサーチアンドソリューション <span style="display: block; text-align: right;">代表取締役会長(現任)</span> 平成25年12月 (株)InterAct 監査役(現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> (株)リサーチアンドソリューション 代表取締役会長 (株)InterAct 監査役	9,800株



## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふじ さわ せい じ 藤 澤 清 司 昭和26年7月1日生	昭和45年4月 オリエンタルコンクリート(株) (現オリエンタル白石(株)) 入社 平成13年10月 オリエンタル建設(株) (現オリエンタル白石(株)) 本社秘書室長兼監査室長 平成19年10月 オリエンタル白石(株) 本社経営企画部秘書チーム担当 平成19年11月 (株)中央設計技術研究所 監査役 平成19年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ 社外監査役 平成19年12月 (株)アサノ建工 (現(株)アサノ大成基礎エンジニアリング) 監査役 平成19年12月 吉井システムリサーチ(株) (現(株)リサーチアンドソリューション) 監査役 平成19年12月 (株)オリエスシェアードサービス (現(株)リサーチアンドソリューション) 監査役 平成21年12月 当社 社外監査役(現任)	6,200株
2	たか はし あき と 高 橋 明 人 昭和50年3月30日生	平成12年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 平成17年4月 ニューヨーク州弁護士登録 平成19年3月 西村孝一法律事務所入所 平成21年9月 高橋・片山法律事務所開設(現任) 平成24年12月 当社 社外監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 コクヨ(株) 買収防衛独立委員会委員 興人ホールディングス(株) 社外監査役 日本カーボン(株) 社外監査役	一株



7. 当社は社外監査役との間に、会社法第427条の定めにより損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、藤澤清司氏、高橋明人氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田代真巳氏が監査役に選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、所定の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏生年月日	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ながおちとし 長尾千歳 昭和20年7月8日生	昭和48年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ入社 平成3年10月 同社 名古屋支社営業部長 平成10年4月 同社 東京事業本部営業部長 平成12年12月 同社 執行役員東京事業本部副本部長 平成13年12月 同社 取締役執行役員総務本部長 平成14年10月 同社 取締役執行役員社長補佐(業務統括) 平成15年12月 同社 取締役常務役員本社機構担当 平成17年12月 同社 取締役常務役員統括本部長 平成18年8月 当社 取締役統括管理本部長 平成19年10月 (株)オリエンタルコンサルタンツ取締役専務役員統括本部長 平成20年12月 同社 取締役専務役員本部統括社長補佐 平成21年12月 同社 常勤顧問主監長 当社 常勤顧問主監長 平成23年12月 (株)オリエンタルコンサルタンツ顧問主監長 (現任)	31,700株

(注) 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年8月20日開催の臨時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第16条の規定に基づき、平成22年12月21日開催の定時株主総会において、株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策（以下、本議案において「本プラン」といいます。）の継続を決議いたしました。

本プランの有効期間は、平成25年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、平成25年11月22日の取締役会において、当社取締役会全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを下記のとおり継続することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、当社定款第16条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの継続についてご承認をお願いするものでございます。

なお、本プランの継続にあたり、形式的な文言の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

#### 記

##### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかしながら、我が国の資本市場における株式の大量買付行為の中には、対象となる経営陣の賛同を得ず、一方的に行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。



## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

### 1. 企業価値の源泉について

当社は純粋持株会社であり、当社グループは建設コンサルタント事業をコアとしております。建設業界におきましては、震災復興、国土強靱化計画等により需要は拡大しつつあるものの、国・地方自治体の財政は、依然として厳しい状況にあり、建設コンサルタント業界の市場規模は、先行きが不透明なものとなっております。このような中、当社グループは健全な経営を継続し、企業競争力を向上させるために、受注シェアの拡大に向けた営業活動の強化、グループ各社の専門技術の集約による収益性の向上、重点化事業への投資による、新規分野・新市場・新顧客への事業拡大、経営基盤の強化などに取り組んでまいりました。

当社グループの企業価値の源泉は、公共・公益事業を支える建設コンサルタントとして、約半世紀にわたり培ってきた経験と技術力にあります。具体的には、道路・河川・交通及び景観など、国内外の公共・公益事業に関する計画・調査及び設計等のコンサルタント業務ならびに、施工業務のノウハウ、十分な研鑽を積み、それら業務に精通した従業員の存在、また官公庁をメインとした顧客との間に築き上げられた信頼関係であり、これらの構築のためには新技術の研究開発及び人材の確保・育成など、短期的な利益追求ではない、中長期的ビジョンに立った経営を常に行っていく必要がございます。

当社グループは、これらの当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し発展させていくことが、当社グループ全体の、ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

当社グループでは株主の皆様をはじめ、顧客、社会、従業員その他のステークホルダーとの関係を大切にされた社会的存在としての企業を十分に認識し、顧客ニーズへのきめ細かな対応、コンプライアンスを尊重した企業モラルの向上こそが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

### 2. 企業価値の向上に向けた取組み

当社グループは、平成24年9月に策定した中期経営計画ACKG2013のもと、当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

中期経営計画ACKG2013では、「社会インフラ創造企業～自らが社会を創造する担い手となる～」をスローガンとし、受動型ビジネスから主導型ビジネスへの「変革」、さらに、自らが投資し、事業者としてインフラビジネスを推進する「挑戦」に取り組んでおります。

中期経営計画ACKG2013では、社会インフラ創造企業を目指し、これまで以上にグループの力を結集し、以下の施策を推進しております。

- ① 交通運輸事業、海外事業の強みを活かし、グループの力を結集してワンストップサービスを実現し、社会インフラ創造企業を目指してまいります。
- ② 受注拡大を実現するため、4つの個別事業（インフラ保全・運営管理、防災、再生可能エネルギー・スマートコミュニティ、交通高度化・総合化）と、個別事業の技術を活用、統合する、4つの統合事業（地域活性化、海外新規開拓、民間開発、事業経営）からなる、8つの重点化事業に対して重点化プロジェクトを設定し、「技術の深化」と「新たな事業創造」を強力に推進してまいります。
- ③ 海外事業において、現地に根ざしたグローバル展開を推進するため、グローバル人材を確保・育成するとともに、女性管理職の増員等、国籍や性別を問わず、多様な感性を活かすことができる企業を目指してまいります。
- ④ 基盤（IT・仕組み・制度）を整備することにより、グループ内外の連携や、グローバルな連携の強化を図ってまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、社会環境全般から企業の事業活動に至るまで、幅広い分野において知的サービスを提供しております。経営に当たっては、「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」という経営理念のもと、株主の皆様をはじめ、顧客、社員やその家族など、関係する全ての人々を永続的に満足させるために、経営の透明性、効率性、企業の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

現在、当社の取締役会は4名の取締役で構成されており、定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。取締役については、経営責任を明確化するため、任期を1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、現在3名の監査役全員が独立役員の外監査役であり、月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じ、取締役の業務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることとしております。常勤監査役はグループ経営会議等の重要会議にも出席しております。



内部監査については、業務執行機関と分離した独立部門として内部統制室を設置しております。法令・諸規程の遵守や業務適正の点検・評価を行う内部監査を、部門ごと（子会社・関連会社を含む）及びテーマごとに順次行っております。内部統制室、監査役会及び会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を行い、連携を密にしております。

以上のような体制をとることで監査役の機能強化を図り、経営の健全性、透明性を確保してまいります。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式等の大量買付行為の存在

上記Ⅱのとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられます。

もとより株式等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式等の大量買付者（下記2. (3) ①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

##### (2) 本プラン更新の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最

最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものでございます。

当社としては、上記（１）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様にご適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、大量買付行為の提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、本プランを継続することを決定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、及び大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はございません。また、平成25年9月30日現在における当社の大株主の状況は別添のとおりとなっております。

## ２．本プランの内容

### （１）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様にご当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がございます。

## (2) 本プランの更新手続

本プランは、平成20年8月20日開催の当社臨時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第16条に基づき、同臨時株主総会による承認を得たものでございますが、本更新についても、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件といたします。

## (3) 本プランの発動に係る手続

### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為又はその提案といたします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。なお、当社は、上記 i 又は ii の割合が20%以上となる場合、当社の経営上具体的な影響力を有することとなると考え、上記要件を設定いたしました。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。

7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

## ②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って開示するとともに、当社のホームページ (<http://www.ack-g.com/>) に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める特別委員会に提供するものといたします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないことといたします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に行うことといたします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株式等の大量保有の

状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。)を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法及び内容(大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。)

- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的な提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。)及び関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様が開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき株主の皆様へ速やかに情報開示を行います。



### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び特別委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令等に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、原則として、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様には代替案を提示することもございます。

### ④特別委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものといたします。本プラン更新時の特別委員会の委員には、藤澤清司氏、高橋明人氏、及び田代真巳氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「特別委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、特別委員会規則の概要は、別紙2「特別委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、特別委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様には情報開示を行います。

#### ⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることといたします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものといたします。

なお、下記⑥ i 及び ii に記載のとおり、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて当社の株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできるものといたします。

#### ⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものとみなし、特別委

員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

なお、かかる場合であっても、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて株主意思確認株主総会を開催することができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがございます。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合



- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株式等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株式等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

ただし、当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる場合であって、かつ、法令等に照らして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものといたします。

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。また、株主意思確認株主総会を開催する場合は、大量買付者は、株主意思確認株主総会における対抗措置の発動承認議案の否決及び当該株主総会の終結後に大量買付行為を開始することができるものとしたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大量買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問した上で再度審議を行い、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとしたします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成28年12月開催予定の平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて特別委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合がございます。

なお、本プランは平成25年11月22日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることといたします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがございます。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がございます。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

##### ①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものといたします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

##### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得いたします。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記 I の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。



### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しております。また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を遵守するものです。

更に、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

### 2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として更新されるものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置いたします。

当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③ないしⅢ 2. (3) ⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができることとされており、これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

#### 7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 別紙 1

### 特別委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新当初の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

#### 藤澤 清司

略歴：昭和45年4月 オリエンタルコンクリート㈱（現オリエンタル白石㈱）入社  
平成13年10月 オリエンタル建設㈱（現オリエンタル白石㈱）  
本社秘書室長兼監査室長  
平成19年10月 オリエンタル白石㈱ 本社経営企画部秘書チーム担当  
平成19年12月 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 社外監査役  
㈱アサノ建工（現㈱アサノ大成基礎エンジニアリング） 監査役  
吉井システムリサーチ㈱  
（現㈱リサーチアンドソリューション） 監査役  
㈱オリエスシェアードサービス  
（現㈱リサーチアンドソリューション） 監査役  
平成21年12月 当社 社外監査役（現任）

#### 高橋 明人

略歴：平成12年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所  
（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所  
平成17年4月 ニューヨーク州弁護士登録  
平成19年3月 西村孝一法律事務所入所  
平成21年9月 高橋・片山法律事務所開設（現任）  
平成24年12月 当社 社外監査役（現任）

#### 田代 真巳

略歴：昭和51年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行  
平成9年10月 ㈱さくら銀行（現㈱三井住友銀行） 国際審査部 副部長  
平成10年4月 同行 国際審査部 業務推進役  
平成11年10月 同行 審査第二部 主席審査役  
平成13年4月 ㈱三井住友銀行 国際審査部長  
平成14年12月 同行 シンガポール支店長  
平成15年6月 同行 執行役員 シンガポール支店長  
平成18年4月 同行 執行役員  
平成18年6月 太陽石油㈱ 取締役  
平成20年6月 同社 執行役員  
平成22年7月 S M B C インターナショナルビジネス㈱ 取締役副社長  
平成24年6月 同社 代表取締役社長（現任）



## 別紙2

### 特別委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入に伴い、特別委員会を設置する。特別委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 特別委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者
- ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
- ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
- ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）

2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、平成22年9月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成25年9月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動又は不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 特別委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条 特別委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、特別委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、特別委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を特別委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう特別委員会に求めることができる。

第8条 特別委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

## 別紙3

### 新株予約権の要項

#### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

#### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

#### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

##### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

- ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合又は合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
- ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
  - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
    - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
  - b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
  - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。  
ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式所有者、その共同所有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

#### 11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

(ご参考)

I 当社株式の状況（平成25年9月30日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式総数 5,840,420株（自己株式713,326株を含む。）
3. 株主数 3,495名
4. 大株主（上位10名）

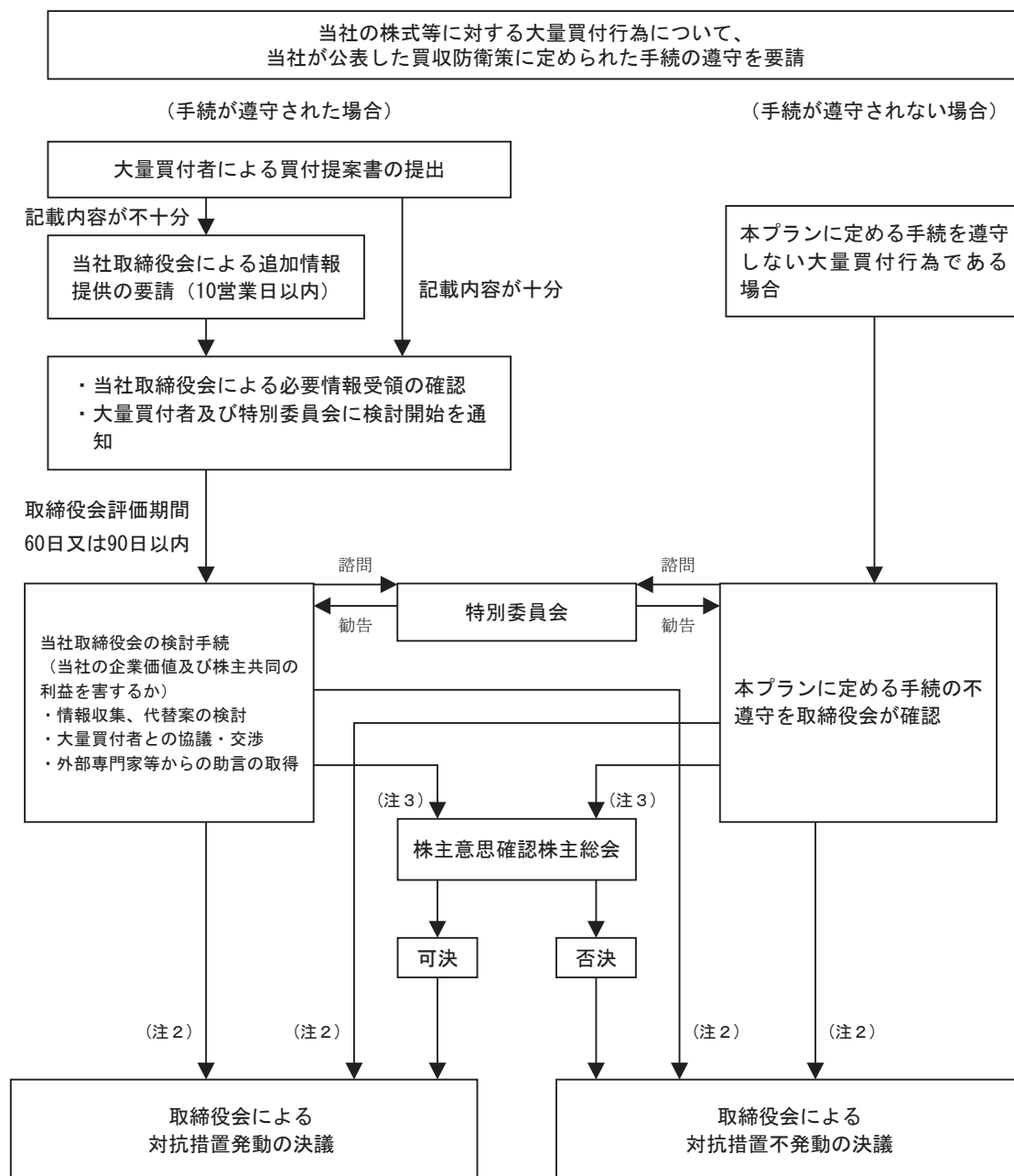
株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
ACKグループ社員持株会	643	12.5
オリエンタル白石株式会社	250	4.9
株式会社三井住友銀行	223	4.4
日本生命保険相互会社	165	3.2
平野 利一	160	3.1
清野 茂次	141	2.8
明治安田生命保険相互会社	140	2.7
三井生命保険株式会社	140	2.7
第一生命保険株式会社	140	2.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	126	2.5

（注）持株比率は自己株式（713千株）を控除して算出しております。



## II 大量買付行為開始時のフローチャート

### 当社株式等の大量買付行為開始時のフローチャート（注1）



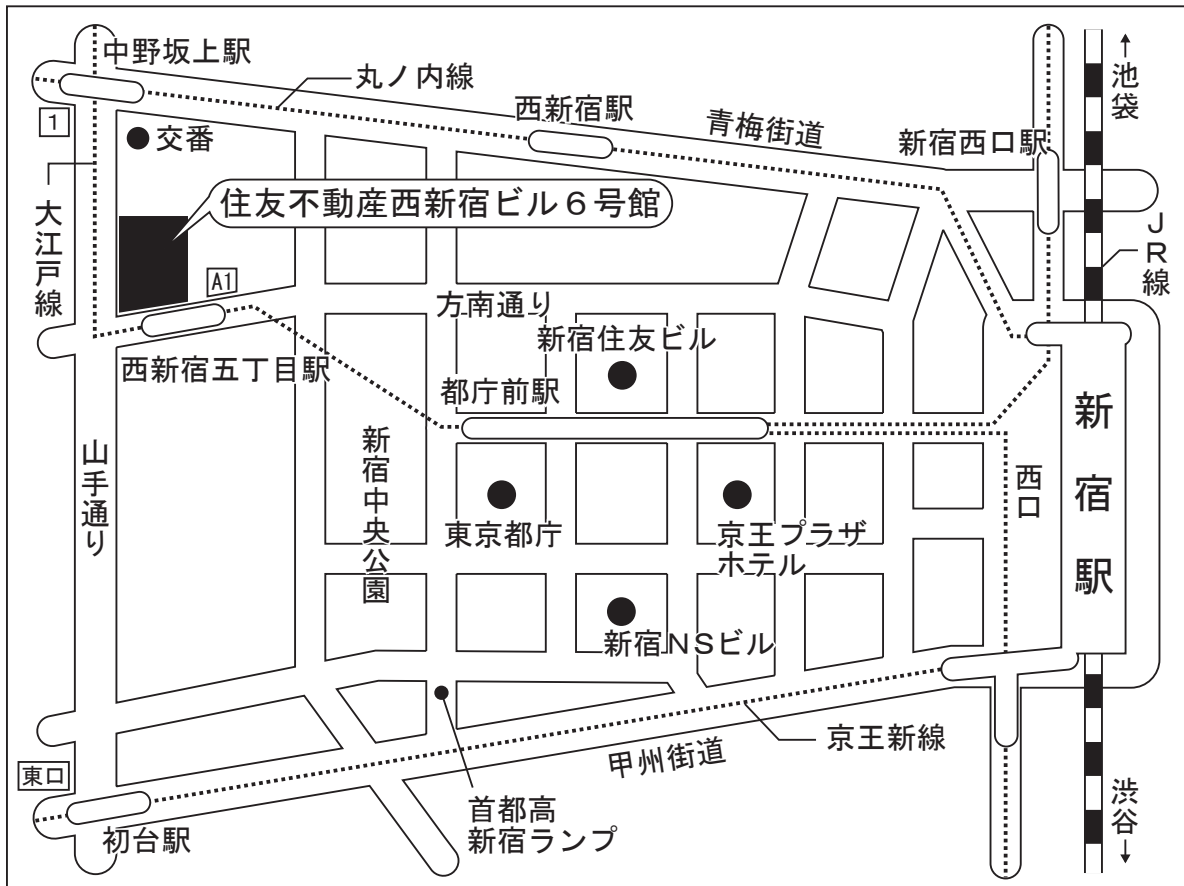
(注1) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

(注2) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

(注3) 当社取締役会が大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、取締役会評価期間中に株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令等に照らして適切であると判断した場合には、特別委員会への諮問に代えて当社の株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできるものとなります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



場所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館  
株式会社ACKグループ 2階 会議室

交通 都営大江戸線「西新宿五丁目駅」 A1出口 徒歩3分  
東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「中野坂上駅」 1番出口 徒歩12分  
京王新線「初台駅」 東口 徒歩13分

(お願い)

当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ですが、公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。